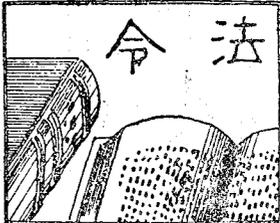


法令



▽道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
▽道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

◎自動車賃金標準

交乙第二五一五號

乗客運輸自動車營業乗車賃錢許可標準内規左之通定ム但シ特別ノ事由アルモノハ之ニ依ラサルコトヲ得

昭和二年二月二十二日

警視總監 太田 政 弘

一 基本料 金

(一) 「タクシメーター」 附走行哩ニ依ルモノ

(二) 市内一圓郡部走行哩ニ依ルモノ(タクシメーター附)

| 東京市内                 | 郡部料 金  | 待料 金     | 立寄料 金          | 最初料 金 |        | 爾後料 金 |        | 待料 金                |                     |
|----------------------|--------|----------|----------------|-------|--------|-------|--------|---------------------|---------------------|
|                      |        |          |                | 三哩ニ付  | 六分ノ哩毎ニ | 三哩ニ付  | 六分ノ哩毎ニ | 五分又ハ六分毎ニ            | 五分又ハ六分毎ニ            |
| 一〇〇 <small>錢</small> | 四分ノ哩毎ニ | 四分又ハ五分毎ニ | 迂回立寄ノ場合ニ限り一回ニ付 | 三     | 六      | 三     | 六      | 一〇 <small>錢</small> | 一〇 <small>錢</small> |
| 一〇〇                  | 五分ノ哩毎ニ | 〃        | 〃              | 三     | 六      | 三     | 六      | 一〇                  | 一〇                  |
| 一〇〇                  | 六分ノ哩毎ニ | 〃        | 〃              | 三     | 六      | 三     | 六      | 一〇                  | 一〇                  |
| 一〇〇                  | 七分ノ哩毎ニ | 〃        | 〃              | 三     | 六      | 三     | 六      | 一〇                  | 一〇                  |

(三) 市内一圓郡部時間制ニ依ルモノ

|      |       |          |                |
|------|-------|----------|----------------|
| 東京市内 | 郡部料金  | 料待金      | 立寄料金           |
| 一〇〇  | 五分間毎ニ | 四分又ハ五分毎ニ | 迂回立寄ノ場合ニ限リ一回ニ付 |
| 一〇〇  | 五分間毎ニ | 四分又ハ五分毎ニ | 迂回立寄ノ場合ニ限リ一回ニ付 |
| 一〇〇  | 五分間毎ニ | 四分又ハ五分毎ニ | 迂回立寄ノ場合ニ限リ一回ニ付 |

(四) 時間制ニ依ルモノ

| 種別 | 時間  | 料金   | 待時間 |
|----|-----|------|-----|
| 最高 | 四〇〇 | 二五〇〇 | 一五〇 |
| 最低 | 二〇〇 | 一五〇〇 | 一〇〇 |

(一) 自午前一時 至午前五時 五割増

(二) 市外片道ノ場合ニ限リ 五割増 (市内一圓ニ依ルモノヲ除ク)

(三) 一人ヲ増ス毎ニ金二十錢増 (三哩一圓及市内一圓ニ依ルモノニ限ル)

法 令

以上

◎道路路線認定ノ諮問ニ關スル件

(昭和二年二月五日内務省土甲第二號)  
(德島縣知事宛内務省土木局長回答)

二月一日土第二五一號ノ一照會標記ノ件右ハ前段御意見ノ通ニ有之候

德島縣知事照會

管内市長ヨリ道路法第五十二條第一號ニ依ル認可申請有之候處其ノ内容調査スルニ市長ハ道路法施行令第二條ニヨリ市道路線認定ノ爲市會へ諮問シ市會ハ是ヲ可ト認メタルモ「路線ノ一部、路線名及重要ナル經過地名變更」ノ希望ヲ附シタルカ市長ハ直ニ其ノ希望ヲ容レテ認可申請ヲ爲シタルモノニ有之候

右ハ大正十五年四月二十三日内務省發土第一六號御通牒ノ趣旨ニヨリ更ニ市長ニ於テ市會ノ希望ニ基ク路線認定ニ付市會ノ諮問ヲ經タル後認可申請セシムルヲ可トスルヤ或ハ前記ノ如キ場合ニ於テハ市會カ諮問案ニ對シ修正可決シタ

ルモノト看做シ直ニ認可ヲ與ヘ可然哉該通牒ニ所謂希望意見ハ諮問ニ對スル答申ノ場合ヲモ包含スルヤ否處分上聊疑義相生シ候ニ就テハ乍御手数致至急何分ノ御回示相成度及照會候

## 質疑應答

問 都市計畫事業として市長が國道改良工事を執行す

る場合に之に對し國庫より補助せらるゝや(静岡縣 靜岡縣 静岡縣)

答 道路費國庫補助のことを規定してある道路法第三十五條に於ては、第三十三條第二項に規定する費用であつて國道の新設又は改築に要するものは其の一部を國庫より補助することを得べき旨を定め、其の指す所の第三十三條第二項に於ては、主として軍事の目的を有する國道其他主務大臣が指定し又は工事を施行する國道の新設又は改築に要する費用は國庫に於て負擔するが、其の他の道路に關する費用は管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔たることを規定したが爲に、國庫から補助さるべき費用の範圍は管理者たる行政廳が工事を施行し統轄さるる公共團體が負擔した費用に限らるのである、故に第十七條の規定に依つて市

長が國道を管理する場合の費用に對しては道路法の規定に依つて國庫から補助さるゝのであるが、然らざる市長が國道の新設改築工事を執行しても、其の費用に對しては補助が無いのである。

想ふに道路法が以上の如き規定を設くるに至つたのは、國道の費用負擔を公共團體の義務たらしめたに對立して國庫も亦其の一部を負擔せむとする趣旨に外ならない、換言すれば道路費用を義務支出たらしめた結果である、故に市長が道路法所定の義務に基かずして執行する國道工事に對しては補助するの限で無い。

併しながら之を立法的見地からするときは、相當考慮すべき問題である、蓋し都市計畫法に於ては國道工事も亦之を都市計畫事業とすることが出来、其の工事は原則として市を統轄する行政廳之を執行し、行政廳が執行した場合に在りては統轄する公共團體が費用を負擔することゝ爲つてゐて、費用負擔の義務は道路法と全然同一である、此の如き關係を有する工事に對し管理者が工事を執行するから國庫は補助を爲し、道路法上の管理者に非ざる者が工事を執行するから補助しないと言ふことは適當でない、故に道路法を改正するか又は都市計畫事業に對し國庫補助の途を設け調和を圖る必要がある、最も現在に於ても道路法上に於て第十七條に規定する、市長管理の國道を追加することに依つて此不調和を緩和することが出来るが市郡の地方税分擔に關連するばかりでなく、姑息な方策に外ならない。(田中幹事)